

令和6年11月14日

半田市議会
議長 渡邊 昭司 様

設備工事の分離発注について（お願い）

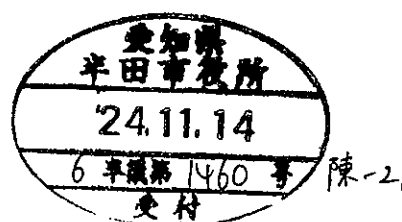
平素は、格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

ご高承のとおり、最近における建築物は、技術革新と文化生活の高度化に伴い、大型化かつ複雑化しており、近代建築設備の施工には、高度の専門的知識と豊富な経験が益々要求される時代となってまいりました。

平成23年8月9日閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、設備工事等に係る分離発注については、その活用に努めることとされており、これを受けて、現在、中央官公庁並びに愛知県、名古屋市を始め県内大半の市町村におかれまして、全面的に分離発注が採用されております。

御庁におかれましては、設備工事にあたって、これまでも分離発注につき十分ご理解を賜っているところでございますが、今後ともご発注の設備工事につきまして、全面的に分離発注をご採用賜りますようお願い申し上げます。

以 上



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

〔平成23年8月9日
閣議決定〕

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合に活用することとする。とともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込まれないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。